

各要綱・要領の一部改正の主な内容

①岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(第15条第1項第3号)

第1号事業の利用対象者に居宅要介護被保険者のうち生活支援型訪問サービスを継続利用する者を追加する。

②岡崎市予防専門型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

③岡崎市予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

④岡崎市生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(②③④：第7条)

常勤の管理者の兼務について、その責務を果たせる場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等でなくても従事できることとする。

(②：第30条第3項 ③：第28条第3項 ④：第29条第3項)

重要事項の掲示について、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けることとする。ただし、令和7年3月31日までの間は努力義務とする。

⑤岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(別表2)

【訪問型サービス】

- a. 予防専門型訪問サービスについて「生活援助が中心」となるサービス等を新設する。
- b. 高齢者虐待防止措置未実施減算を新設する。
- c. 業務継続計画未策定減算を新設する。

(令和7年3月31日までの間、経過措置として減算を適用しない。)

- d. 同一建物減算を新設する。(生活支援型を除く。)
- e. 口腔連携強化加算を新設する。(生活支援型を除く。)
- f. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」に一本化する。(生活支援型を除く。)

【通所型サービス】

- a. 運動機能向上加算を基本報酬に包括化する。
- b. 高齢者虐待防止措置未実施減算を新設する。
- c. 業務継続計画未策定減算を新設する。
(令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、経過措置として減算を適用しない。)
- d. 同一建物減算を新設する。
- e. 送迎減算を新設する。
- f. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」に一本化する。

【介護予防ケアマネジメント】

- a. 居宅介護支援事業所に委託する場合の単位数を別途設定し、472単位とする。(委託しない場合は442単位)
- b. 高齢者虐待防止措置未実施減算を新設する。
- c. 業務継続計画未策定減算を新設する。
(令和7年3月31日までの間、経過措置として減算を適用しない。)

⑥岡崎市介護予防ケアマネジメント実施要領

(第12条第2項)

介護予防ケアマネジメントAのモニタリングにかかる居宅訪問を、一定の条件を踏まえつつ、利用者に同意を得た上で、3か月に1回ではなく、必要時に行うことができるものとする。